

新旧対照条文目次

一	自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）	1
二	自然環境保全法施行令（昭和四十八年政令第三十八号）	12
三	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	14
四	宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）	15
五	地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）	17
六	都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）	18
七	地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）	19
八	不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）	20
九	独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）	21
十	景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）	22

自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ◎自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公園事業となる施設の種類） 第一条（略） 一～六（略） 七 運輸施設（主として国立公園又は国定公園の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として国立公園又は国定公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第八項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。） 八～十二（略） （政令で定める公共団体） 第二条 法第十条第二項に規定する政令で定める公共団体は、港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）に定める港務局とする。</p>	<p>目次 第一章 公園事業（第一条―第十七条） 第二章 雑則（第十八条―第二十三条） 附則 第一章 公園事業 （公園事業となる施設の種類） 第一条（略） 一～六（略） 七 運輸施設（主として国立公園又は国定公園の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として国立公園又は国定公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第八項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。以下同じ。） 八～十二（略） （政令で定める公共団体） 第二条 法第九条第二項に規定する政令で定める公共団体は、港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）に定める港務局とする。 （国立公園事業の執行認可の申請）</p>

第三条 法第九条第三項の規定により国立公園に関する公園事業（以下「国立公園事業」という。）の執行の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならぬ。ただし、運輸施設に関する国立公園事業の執行の認可を受けようとする者は、第五号及び第六号に掲げる事項を記載することを要しない。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 国立公園事業の種類
三 施設の位置

四 施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）

五 施設の管理又は経営の方法の概要
六 事業資金の総額及びその調達方法

七 国立公園の利用のための施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

八 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間
九 前項の申請書には、環境省令で定める書類及び図面を添えなければならぬ。

（施設の供用開始）

第四条 国立公園の利用のための施設に関する国立公園事業（運輸施設に関する国立公園事業を除く。）の執行の認可を受けた者は、環境大臣の定める期日までに施設の供用を開始しなければならない。

二 環境大臣は、正当な理由があると認めるときは、前項の期日を延期することができる。

（管理又は経営方法の届出）

第五条 国立公園事業（運輸施設に関する国立公園事業を除く。）の執行の認可を受けた者は、その管理又は経営の方法を定め、環境大臣に届け出なければならぬ。管理又は経営の方法のうち重要なものとして環境省令で定めるものを変更したときも、同様とする。

（施設の変更等の承認）

第六条 国立公園事業の執行の認可を受けた者（以下「国立公園事業者」という。）は、第三条第一項第三号から第五号まで（運輸施設に関する国立公園事業者にあつては、第五号を除く。）に掲げる事項を変更しようとするときは、環境大臣の承認を受けなければならない。ただし、軽易な事項その他の事項であつて、環境省令で定めるものについては、この限りでない。

2 第四条の規定は、前項の規定による承認を受けた者について、準用する。

（事業の休止及び廃止）

第七条 国立公園事業者は、国立公園事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、環境大臣の承認を受けなければならない。ただし、その休止又は廃止につき、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするときは、この限りでない。

（地位の承継）

第八条 国立公園事業者たる地位は、環境大臣の承認を受けたとき、又は当該国立公園事業たる事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分を受けたときは、譲渡により承継することができる。

2 国立公園事業者が死亡したときはその相続人が、国立公園事業者

である法人の合併があつたときは合併後存続する法人又は合併により設立された法人が、国立公園事業者である法人の分割（当該国立公園事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは分割により当該国立公園事業の全部を承継した法人が、それぞれ当該国立公園事業者たる地位を承継する。

（条件）

第九条 法第九条第三項の規定による認可又は第六条から前条までの規定による承認には、国立公園の保護又は利用上必要な限度において条件を付することができる。ただし、運輸施設に関する国立公園事業に係る認可又は承認については、国立公園の保護上必要な条件に限る。

（承認申請の手續）

第十条 第六条から第八条までに規定する承認の申請は、環境省令で定める書類又は図面を提出して行うものとする。

（届出）

第十一条 国立公園事業者は、相続、合併又は分割により国立公園事業者たる地位を承継したとき、その他環境省令で定める場合に該当したときは、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

（報告の徴収及び立入検査）

第十二条 環境大臣は、国立公園事業者に対し、国立公園事業の執行に関し報告を命じ、又は当該職員に国立公園事業に係る施設に立ち入らせ、その設備及び帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは国立公園事業の執行に関し質問をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求が

あるときは、これを提示しなければならない。

- 3 国立公園事業者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、虚偽の陳述をしてはならない。

(改善命令)

第十三条 環境大臣は、国立公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、国立公園事業者（運輸施設に関する国立公園事業者を除く。）に対して、当該国立公園事業に係る施設又はその管理若しくは経営の方法の改善を命ずることができる。

(認可の失効及び取消)

第十四条 国立公園事業たる事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消され、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る国立公園事業の執行の認可は、その効力を失う。

- 2 環境大臣は、国立公園事業者が第四条第一項（第六条第二項において準用する場合を含む。）、第六条第一項、第七条若しくは第十二条第三項の規定、第九条の規定による条件又は第十二条第一項若しくは第十三条の規定による命令に違反したときは、国立公園事業の執行の認可を取り消すことができる。

(原状回復命令等)

第十五条 環境大臣は、国立公園事業者が国立公園事業者でなくなつた場合（譲渡、合併又は分割により国立公園事業者でなくなつた場合を除く。）において、国立公園の保護のために必要があると認めるときは、その者に対し、その保護のために必要な限度において原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代

わらるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(公共団体の行う国立公園事業)

第十六条 第三条から第八条まで、第十条から第十二条まで及び第十四条第一項の規定は、法第九条第二項の規定により公共団体が行う国立公園事業について準用する。この場合において、第三条第一項中「執行の認可を受けようとする者」とあるのは「執行の同意を得ようとする者」と、同項及び同条第二項中「申請書」とあるのは「協議書」と、同条第一項、第四条第一項、第五条及び第六条第一項中「運輸施設」とあるのは「運輸施設又は道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路」と、第三条第一項第一号中「申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）」とあるのは「公共団体の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」と、第四条第一項、第五条及び第六条第一項中「執行の認可を受けた者」とあるのは「執行の同意を得た者」と、同項中「環境大臣の承認を受けなければならない」とあるのは「環境大臣に協議し、その同意を得なければならない」と、同条第二項中「承認を受けた者」とあるのは「同意を得た者」と、第七条中「環境大臣の承認を受けなければならない」とあるのは「環境大臣に届け出なければならない」と、第八条第一項中「環境大臣の承認を受けたとき」とあるのは「環境大臣に届け出たとき」と、第十条中「承認の申請」とあるのは「協議の申出又は届出」と、第十四条第一項中「執行の認可」とあるのは「執行の同意」と読み替えるものとする。

(国定公園に関する公園事業)

第十七条 第三条から第十五条までの規定は、法第十条第三項の規定により国及び公共団体以外の者が行う国定公園に関する公園事業に

ついで、前条の規定は、法第十条第二項の規定により都道府県以外の公共団体が行う国定公園に関する公園事業について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第二章 雑則

(特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)

第十八条 法第十四条第三項第十号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。
- 二 動物を放つこと(家畜の放牧を除く)。

(認定等に関する手数料)

第十九条 法第二十三条第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 法第十六条第一項の認定 一人につき千円を超えない範囲内において環境大臣が利用調整地区ごとに定める額
- 二 法第十六条第五項の立入認定証の再交付 一件につき六百円を超えない範囲内において環境大臣が利用調整地区ごとに定める額

(認定等に関する手数料)

第三条 法第三十一条第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 法第二十四条第一項の認定 一人につき千八百円を超えない範囲内において環境大臣が利用調整地区ごとに定める額
- 二 法第二十四条第五項(同条第八項において準用する場合を含む)の立入認定証の再交付 再交付を受けようとする立入認定証一枚につき千円を超えない範囲内において環境大臣が利用調整地区ごとに定める額

三 法第二十四条第七項の認定 イに掲げる額にロに掲げる額を加えた額

イ 二千円を超えない範囲内において環境大臣が利用調整地区ごとに定める額

ロ 千円を超えない範囲内において環境大臣が利用調整地区ごと

に定める額に当該認定を受けようとする者の監督の下に立ち入る者の数を乗じた額

(補助金の額)

第四条 法第五十六条の規定による国の補助は、次の各号に掲げる施設の新設、増設又は改設に要する費用の額(当該新設、増設又は改設を行う場合において収入金があるときは、当該額から収入金を控除した額)のうち、環境大臣が定める種目及び算定基準に従つて算定した額の二分の一以内について行う。

一〇十二 (略)

(負担金の徴収方法等)

第五条 国は、法第五十八条の規定により公園事業の執行に要する費用の一部を負担させようとする場合においては、負担させようとする者の意見を聴かなければならない。

第六条 法第五十八条の規定により地方公共団体が徴収する負担金に関する事項については、当該地方公共団体の条例で定める。

附 則

1・2 (略)

(都道府県が処理する事務)

3 法に規定する環境大臣の権限に属する事務のうち次に掲げるもので、指定区域(別表に掲げる都道府県の区域に属する国立公園の区

(補助金の額)

第二十条 法第四十四条の規定による国の補助は、次の各号に掲げる施設の新設、増設又は改設に要する費用の額(当該新設、増設又は改設を行う場合において収入金があるときは、当該額から収入金を控除した額)のうち、環境大臣が定める種目及び算定基準に従つて算定した額の二分の一以内について行う。

一〇十二 (略)

(負担金の徴収方法等)

第二十一条 国は、法第四十六条の規定により公園事業の執行に要する費用の一部を負担させようとする場合においては、負担させようとする者の意見を聴かなければならない。

第二十二条 法第四十六条の規定により地方公共団体が徴収する負担金に関する事項については、当該地方公共団体の条例で定める。

(権限の委任)

第二十三条 この政令に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

附 則

1・2 (略)

(都道府県が処理する事務)

3 法に規定する環境大臣の権限に属する事務のうち次に掲げるもので、指定区域(別表に掲げる都道府県の区域に属する国立公園の区

域内の区域のうち当該都道府県の知事の申出に係るもので、環境大臣が指定するものをいう。附則第六項において同じ。）に係るものは、当該都道府県の知事が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る環境大臣に関する規定（法第六十四条第二項、第三項及び第五項を除く。）は、当該都道府県の知事に関する規定として当該都道府県の知事に適用があるものとする。

一 次に掲げる行為以外の行為（二以上の都道府県の区域にまたがるものを除く。）に関する法第二十条第三項の規定による許可及び法第三十二条の規定による条件の付加に関する事務

イ〜ハ（略）

二 法第二十条第三項第二号に掲げる行為（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の地域森林計画に定める伐採に関する要件に適合するものを除く。）並びに法第二十条第三項第四号、第五号及び第九号に掲げる行為

ホ（略）

二 次に掲げる行為（二以上の都道府県の区域にまたがるものを除く。）に関する法第二十二條第三項の規定による許可及び法第三十二條の規定による条件の付加に関する事務

イ 法第二十条第三項第七号に掲げる行為

ロ 法第二十二條第三項第二号、第五号及び第七号に掲げる行為

三 次に掲げる行為（二以上の都道府県の区域にまたがるものを除く。）に関する法第三十三條第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による命令、同条第四項の規定による期間の延長及び同条第六項の規定による期間の短縮に関する事務

イ 法第三十三條第一項第一号及び第五号に掲げる行為（海城公園地区の周辺一キロメートルの当該海城公園地区に接続する海城域内においてするものを除く。）

ロ 法第三十三條第一項第三号及び第六号に掲げる行為

域内の区域のうち当該都道府県の知事の申出に係るもので、環境大臣が指定するものをいう。附則第五項において同じ。）に係るものは、当該都道府県の知事が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る環境大臣に関する規定（法第五十二条第二項、第三項及び第五項を除く。）は、当該都道府県の知事に関する規定として当該都道府県の知事に適用があるものとする。

一 次に掲げる行為以外の行為（二以上の都道府県の区域にまたがるものを除く。）に関する法第十三條第三項の規定による許可及び法第二十五条の規定による条件の付加に関する事務

イ〜ハ（略）

二 法第十三條第三項第二号に掲げる行為（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の地域森林計画に定める伐採に関する要件に適合するものを除く。）並びに法第十三條第三項第三号、第四号及び第八号に掲げる行為

ホ（略）

二 次に掲げる行為（二以上の都道府県の区域にまたがるものを除く。）に関する法第二十四條第三項の規定による許可及び法第二十五條の規定による条件の付加に関する事務

イ 法第十三條第三項第六号に掲げる行為

ロ 法第二十四條第三項第二号及び第五号に掲げる行為

三 次に掲げる行為（二以上の都道府県の区域にまたがるものを除く。）に関する法第二十六條第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による命令、同条第四項の規定による期間の延長及び同条第六項の規定による期間の短縮に関する事務

イ 法第二十六條第一項第一号及び第五号に掲げる行為（海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてするものを除く。）

ロ 法第二十六條第一項第三号及び第六号に掲げる行為

四 前三号に規定する許可又は届出を要する行為に関する法第三十
四条の規定による命令に関する事務

五 法第三十五条第一項の規定による報告徴収（第一号及び第二号
に規定する許可を受けた者並びに第三号に規定する命令を受けた
者に係るものに限る。）並びに同条第二項の規定による立入検査
及び立入調査（前各号に掲げる事務の処理に関するものに限る。
）に関する事務

4
(略)

5 前項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所に委任する

6 (都道府県知事を経由する協議の申出等)

法の規定に基づき環境大臣に対してする協議の申出、認可、承認
若しくは許可の申請、届出又は報告（以下この項において「協議の
申出等」という。）のうち、次に掲げるもの（第一号から第五号ま
でに掲げる協議の申出等にあつては指定区域において行われる国立
公園事業に関するもの限り、第六号から第八号までに掲げる協議
の申出等にあつては指定区域において行われる行為に関するものに
限る。）は、指定区域が属する都道府県の知事を経由してしなけれ
ばならない。

一 法第十条第二項及び第六項並びに第十二条第一項の規定による
協議の申出

二 法第十条第三項及び第六項の規定による認可の申請

三 法第十条第九項、第十三条及び第十四条第二項の規定による届
出

四 法第十二条第一項及び第二項の規定による承認の申請

五 法第十七条第一項の規定による報告

四 前三号に規定する許可又は届出を要する行為に関する法第二十
七条の規定による命令に関する事務

五 法第二十八条第一項の規定による報告の徴収（第一号及び第二
号に規定する許可を受けた者並びに第三号に規定する命令を受け
た者に係るものに限る。）並びに同条第二項の規定による立入り
検査及び調査（前各号に掲げる事務の処理に関するものに限る
。）に関する事務

4
(略)

5 (都道府県知事を経由する協議の申出等)

法又はこの政令の規定に基づき環境大臣に対してする協議の申出
、認可、承認若しくは許可の申請、届出又は報告（以下この項にお
いて「協議の申出等」という。）のうち、次に掲げるもの（第一号
から第五号までに掲げる協議の申出等にあつては指定区域において
行われる国立公園事業に関するもの限り、第六号から第八号まで
に掲げる協議の申出等にあつては指定区域において行われる行為に
関するものに限る。）は、指定区域が属する都道府県の知事を経由
してしなければならない。

一 法第九条第二項の規定及び第十六条において準用する第六条第
一項の規定による協議の申出

二 法第九条第三項の規定による認可の申請

三 第五条及び第十一条（これらの規定を第十六条において準用す
る場合を含む。）並びに第十六条において準用する第七条及び第
八条第一項の規定による届出

四 第六条第一項、第七条及び第八条第一項の規定による承認の申
請

五 第十二条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）の

<p>六 法第二十条第三項、第二十一条第三項及び第二十二条第三項の規定による許可の申請</p> <p>七 法第二十条第六項から第八項まで、第二十一条第六項及び第七項、第二十二条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項の規定による届出</p> <p>八 法第三十五条第一項（法第二十三条第三項第七号に係る部分を除く。）の規定による報告</p> <p>7 附則第三項及び第四項並びに前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 （国の貸付金の償還期間等）</p> <p>8 法附則第十二項に規定する政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。</p> <p>9 12 （略）</p>	<p>規定による報告</p> <p>六 法第十三条第三項、第十四条第三項及び第二十四条第三項の規定による許可の申請</p> <p>七 法第十三条第六項から第八項まで、第十四条第六項及び第七項、第二十四条第六項及び第七項並びに第二十六条第一項の規定による届出</p> <p>八 法第二十八条第一項（法第十五条第三項第六号に係る部分を除く。）の規定による報告</p> <p>6 前三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 （国の貸付金の償還期間等）</p> <p>7 法附則第十二項に規定する政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。</p> <p>8 11 （略）</p>
---	---

改正案

現行

<p>（自然保護取締官の資格及び権限）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法第十八条第二項の規定により自然保護取締官に行わせる権限は、法第十七条第一項各号に掲げる行為について、その中止を命じ、又は同項第三号及び第五号から第十六号までに掲げる行為について、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることとする。</p> <p>3 法第三十条において準用する法第十八条第二項の規定により自然保護取締官に行わせる権限は、次に掲げる行為について、その中止を命じ、又は次に掲げる行為（第一号に掲げる行為にあつては法第二十五条第四項第一号に掲げる行為のうち法第十七条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げるものを除き、第三号に掲げる行為にあつては法第二十七条第三項第一号、第二号及び第四号に掲げるものを除き、第四号に掲げる行為にあつては法第二十八条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げるものを除く。）について、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である</p>	<p>（政令で定める行為）</p> <p>第三条 法第十七条第一項第十四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 廃棄物を捨て、又は放置すること。</p> <p>二 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。</p> <p>三 動物を放つこと（家畜の放牧を除く。）。</p> <p>（自然保護取締官の資格及び権限）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 法第十八条第二項の規定により自然保護取締官に行なわせる権限は、法第十七条第一項各号に掲げる行為について、その中止を命じ、又は同項第三号及び第五号から第十四号までに掲げる行為について、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることとする。</p> <p>3 法第三十条において準用する法第十八条第二項の規定により自然保護取締官に行わせる権限は、次に掲げる行為について、その中止を命じ、又は次に掲げる行為（第一号に掲げる行為にあつては法第二十五条第四項第一号に掲げる行為のうち法第十七条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げるものを除き、第三号に掲げる行為にあつては法第二十七条第三項第一号、第二号及び第四号に掲げるものを除き、第四号に掲げる行為にあつては法第二十八条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げるものを除く。）について、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である</p>
--	---

<p>場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 海域特別地区内における行為で、法第二十七条第三項各号に掲げるもの</p> <p>四 (略)</p> <p>第四条～第六条 (略)</p>	<p>場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 海中特別地区内における行為で、法第二十七条第三項各号に掲げるもの</p> <p>四 (略)</p> <p>第五条～第七条 (略)</p>
---	---

◎地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

		改正案				現行	
別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）				別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）			
(略)	政令	(略)	事務	(略)	政令	(略)	事務
(略)	自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）	(略)	附則第三項、第四項及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務	(略)	自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）	(略)	附則第三項から第五項までの規定により都道府県が処理することとされている事務

改正案	現行
<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分） 第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～十六 （略） 十七 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）<u>第二十条第三項、第二十一条第三項及び第二十二條第三項の許可並びに同法第七十三条第一項（利用調整地区に係る部分を除く。）の規定に基づく条例の規定による処分</u> 十八～二十七 （略） （法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限） 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。 一～十七の二 （略） 十八 自然公園法<u>第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二條第三項、第三十三条第一項、第四十八条及び第七十三条第一項（</u></p>	<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分） 第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～十六 （略） 十七 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）<u>第十三條第三項、第十四條第三項及び第二十四條第三項の許可並びに同法第六十條第一項（利用調整地区に係る部分を除く。）の規定に基づく条例の規定による処分</u> 十八～二十七 （略） （法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限） 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。 一～十七の二 （略） 十八 自然公園法<u>第十三條第三項、第十四條第三項、第二十四條第三項、第二十六條第一項、第三十六條及び第六十條第一項（利用</u></p>

利用調整地区に係る部分を除く。
十九～三十四 (略)
2・3 (略)

調整地区に係る部分を除く。
十九～三十四 (略)
2・3 (略)

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあっては当該市（第二十三号にあっては、建築主事を置く市）と、その他のものにあっては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十一条（第三十条において準用する場合を含む。）、<u>第二十五条第十項第二号、第二十六条第三項第五号、第二十七条第九項第三号、第二十八条第六項第四号及び第四十九条第三項</u>十一〇三十二（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあっては当該市（第二十三号にあっては、建築主事を置く市）と、その他のものにあっては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十一条（第三十条において準用する場合を含む。）、<u>第二十五条第十項第二号、第二十六条第三項第四号、第二十七条第九項第二号、第二十八条第六項第三号及び第四十九条第三項</u>十一〇三十二（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（都市計画基準）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 用途地域には、原則として、次に掲げる土地の区域を含まないものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 自然公園法第二十条第一項に規定する特別地域、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林の区域その他これらに類する土地の区域として国土交通省令で定めるもの</p>	<p>（都市計画基準）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 用途地域には、原則として、次に掲げる土地の区域を含まないものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 自然公園法第十三条第一項に規定する特別地域、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林の区域その他これらに類する土地の区域として国土交通省令で定めるもの</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～四の二（略）</p> <p>五 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）<u>第十条第二項及び第三項並びに第十六条第一項から第三項まで</u></p> <p>六～八（略）</p> <p>九 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）<u>第二十一条（第三十条において準用する場合を含む。）</u>、<u>第二十五条第十項第三号、第二十六条第三項第五号、第二十七条第九項第三号、第二十八条第六項第四号及び第四十九条第三項</u></p> <p>十～二十九（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～四の二（略）</p> <p>五 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）<u>第九条第二項及び第三項並びに第十条</u></p> <p>六～八（略）</p> <p>九 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）<u>第二十一条（第三十条において準用する場合を含む。）</u>、<u>第二十五条第十項第二号、第二十六条第三項第四号、第二十七条第九項第二号、第二十八条第六項第三号及び第四十九条第三項</u></p> <p>十～二十九（略）</p> <p>2（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～二十 （略）</p> <p>二十一 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）<u>第二十条第 三項、第二十一条第三項及び第二十二条第三項の許可並びに同法 第七十三条第一項（利用調整地区に係る部分を除く。）の規定に 基づく条例の規定による処分</u></p> <p>二十二～三十一 （略）</p>	<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～二十 （略）</p> <p>二十一 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）<u>第十三条第 三項、第十四条第三項及び第二十四条第三項の許可並びに同法第 六十条第一項（利用調整地区に係る部分を除く。）の規定に基づ く条例の規定による処分</u></p> <p>二十二～三十一 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五十七条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六十八条第一項、第三項及び第四項並びに第七十九条第二項</p> <p>五～十一 （略）</p> <p>十二 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十一条（同法第三十条において準用する場合を含む。）、第二十五条第十項第三号、第二十六条第三項第五号、第二十七条第九項第三号、第二十八条第六項第四号及び第四十九条第三項</p> <p>十三～三十 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五十七条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第五十六条第一項、第三項及び第四項並びに第六十六条第二項</p> <p>五～十一 （略）</p> <p>十二 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十一条（同法第三十条において準用する場合を含む。）、第二十五条第十項第二号、第二十六条第三項第四号、第二十七条第九項第二号、第二十八条第六項第三号及び第四十九条第三項</p> <p>十三～三十 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（自然公園法の規定による許可の基準で景観計画に定めるもの）</p> <p>第三条 法第八条第二項第五号ホの政令で定める行為は、自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）<u>第二十条第三項第一号、第七号及び第十五号（同法第二十二條第三項の許可については、同法第二</u> <u>十條第三項第一号及び第七号）</u>に掲げる行為とする。</p> <p>（景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画）</p> <p>第六条 法第八条第八項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十 自然公園法第七条第一項又は第二項の公園計画 十一〜十六 （略）</p>	<p>（自然公園法の規定による許可の基準で景観計画に定めるもの）</p> <p>第三条 法第八条第二項第五号ホの政令で定める行為は、自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）<u>第十三條第三項第一号、第六号及び第十二号（同法第二十四條第三項の許可については、同法第十</u> <u>三條第三項第一号及び第六号）</u>に掲げる行為とする。</p> <p>（景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画）</p> <p>第六条 法第八条第八項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十 自然公園法第七条第一項又は第三項の公園計画 十一〜十六 （略）</p>